

令和7年 月 日

垂井町長 早野 博文

令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金支給要件確認書

令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金支給要件確認書について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和7年4月30日までに、この確認書を返送してください。

支給方法
口座振込

支給日
確認書を受理した日から30日後

支給口座

支給額

■申請者が属する世帯の子ども加算対象

	フリガナ	生年月日	生計を同一にする 児童である		フリガナ	生年月日	生計を同一にする 児童である
	氏名				氏名		
1			☐ 同一	6			☐ 同一
			☐ 異なる				☐ 異なる
2			☐ 同一	7			☐ 同一
			☐ 異なる				☐ 異なる
3			☐ 同一	8			☐ 同一
			☐ 異なる				☐ 異なる
4			☐ 同一	9			☐ 同一
			☐ 異なる				☐ 異なる
5			☐ 同一	10			☐ 同一
			☐ 異なる				☐ 異なる

※こども加算対象児童は、平成18年4月2日以降に生まれた児童です。令和6年12月14日以降に出生した児童や別世帯で扶養している児童は、追加で記入してください。

■世帯主の方が記入してください。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

☐ ① 世帯の全員が、住民税が課税されている他の扶養親族等の扶養を受けていません。

☐ ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※令和6年1月2日以降入国した者における課税権がない方、租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり町が定める期限までに必要な修正が行われない場合、町は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	年 月 日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	-------	---------	--

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下チェック欄(□)にレを入れてください。
□ 下記の口座への振込みを希望します。(通帳等の写し等を添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 4. 信連 7. 信漁連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	通帳番号 ※右詰めでご記入ください。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、垂井町役場 健康福祉課 社会福祉係までお問い合わせください。
代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名				
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	

上記の者を代理人と認め、 住民税非課税世帯生活 支援給付金の	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法 の選択は不要です。	世帯主氏名	署名
--------------------------------------	--------------------------	--	-------	----

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込みを希望される場合は、表面の下の方に記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください

本人(代理人)確認書類

- ※①公的機関が発行した書類(顔写真付き) 1点: マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳等の写し
- 又は
- ②公的機関等が発行した書類(顔写真なし) 2点: 健康保険証、年金手帳、介護保険証、福祉医療費受給者証、資格確認書等の写し(健康保険証、資格確認書を添付する場合は、被保険者等の記号・番号はマスキング(黒で塗りつぶし)をしてください。)
- ※ 代理人が確認(受給)する場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付してください。